

児童自立支援施設の将来像

全国児童自立支援施設協議会

平成 15 年 7 月 29 日

児童自立支援施設の将来像

1 児童自立支援施設の入所児童の動向

- 近年、児童自立支援施設に入所してくる児童は、情緒面で問題を抱える児童、ADHD（注意欠陥多動性障害）あるいはその疑いがあるとの診断を受けた児童、知的障害あるいは知的レベルが境界線上にある児童、被虐待経験を持ち、その典型的な行動を示す児童などが増えている。
- 平成10年の児童福祉法改正で、児童自立支援施設は、それまでの入所対象である「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」に加えて、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象とすることになった。確かに、従来の旧教護院（現在の児童自立支援施設）でも、他施設、他機関では、対応の困難な児童を施設不調、非行行為等を理由として受け入れてきた実態があり、情緒障害の児童や知的レベルが境界線上にある児童等も少なからず入所していた。しかし、児童福祉法の改正を契機として、こうした児童の入所が増加する状況が生まれている。
- また近年の地域社会や家庭の養育力の低下を反映して、地域社会、家庭の下での生活に委ねたままでは、社会で生活するのに必要な規範意識等を育てることの困難な児童が多数存在する。さらには、性に対する規範意識の変化や携帯電話の普及とこれをを利用しての出会い系サイトへの簡単なアクセスなど、児童の健全な育成を阻害する社会的要因は増大している。こうした中で、社会的な規範を逸脱する行動に及び、家庭の力だけでは、立ち直りの難しい児童も多数存在する。
- さらにまた、児童養護施設等から施設での指導に限界があるとして児童自立支援施設に入所依頼される児童もあり、児童自立支援施設が、他施設等での指導が難しい場合に頼るべき施設としての役割を担うことにも期待されている。
- このように児童自立支援施設に期待される要請は、様々であり、かつ客観的に見るならば、寄せられる期待には大きいものがある。しかし、児童自立支援施設のどのような機能がこれに応えうることになるのか、またどのように

な取り組みがこれらの要請にこたえうことになるのか、児童自立支援施設の現状を踏まえての整理は必ずしも十分になされていない。

2 児童自立支援施設の役割と機能

2-1 児童自立支援施設の役割

2-1-1 児童自立支援施設の基本的な役割

- 児童自立支援施設に入所する児童には、確かに変化が見られるようになっている。しかし、児童自立支援施設が、育ちなおしの必要な児童を受け入れ、その児童と職員とが生活をともにする中で、地域社会で生きていく力を育み、そのことによって児童の自立を支え、援助するという役割を担うということでは、今後とも変わることのない役割を担うべきである。

2-1-2 児童自立支援施設における枠のある生活の意義

- こうした役割を果たすために、児童自立支援施設はどのような処遇を提供してきたのであろうか。児童相談所から送付される児童票に多くの場合、記載されているように、入所の決定をする児童相談所は、児童自立支援施設に「枠のある生活」によって児童の立ち直りを期待し、児童自立支援施設側もそのことが児童自立支援施設の処遇を特徴づける内容であるとの認識を持ってきた現実がある。
- 確かに児童自立支援施設の生活では、通学は、原則として施設内に設置された学校に通い、敷地から自由に外出することは認められていないなど生活の空間的枠組みは他施設にない制約がある。また起床から就寝まで、基本的には規則正しい日課に基づいた集団生活をすることが前提となっているなど時間的枠組みのある生活である。児童自立支援施設における、このような生活が枠のある生活と表現されてきたと考えられる。
- 入所児童は、入所前に長期間にわたって不規則な生活をしていることが多く、生育歴の中で、大人から成長に不可欠な十分な愛情と逸脱行動に対する盾となるべき対応を受けた経験に乏しい傾向にある。まさにこうした児童が入所する施設であるがゆえに、児童自立支援施設の生活は、規則正しい生活を営むことを習慣づけることから出発する必要があり、外部刺激を一定程度遮断した生活から出発することが必要となる。
- このように児童自立支援施設は、他の児童福祉施設と異なり、枠組みのあ

る生活が前提となっていることは、その特徴として、認識する必要がある。

2-1-3 児童自立支援施設の処遇の基本的な考え方

- しかしながら、枠という制約を課しての生活というものは、児童自立支援施設に入所してくる児童が、立ち直りに向けた生活を送るに必要な条件であるとしても、枠のある生活、規則正しい生活ということだけでは、大人への不信感が強く、自己肯定感を持ちえていないことの多い入所児童の立ち直りを図ることはできない。
- 社会的な逸脱行動を行ってきた入所児童の多くは、愛された経験、肯定的に認められた経験に乏しい。自信のなさや存在感の希薄さを埋め合わせしようとして逸脱行動に走ってきた面がある。そうだとすれば、そうした児童の心を充たすことなくして、規範意識が身に付くことはありえないと考えるべきである。
- 子供は、自分の存在が認められる、大事にされるという経験を通して初めて、自分を認めてくれる人、自分が信頼を寄せることのできる人ができ、そのような大人の振る舞いや考え方おのずから自分の内に取り込もうとする動きが生まれてくる。規範性はそうした経緯の中で生まれてくると考えるべきである。
- 児童自立支援施設において夫婦小舎制の運営がある意味での理想とされてきたのは、夫婦職員の惜しみない愛情、懐の深い対応によって、職員が児童から信頼をされ、児童の心のありようへ変化を生むことができるということにある。そして、それは併立制、交代制の運営形態であろうと、同じことなのである。夫婦制であれ、併立制であれ、交代制であれ、子どもに対する惜しみない愛情、そのことを通じての子どもとの信頼関係の構築ということが処遇の基本に置かれてていなければ、児童自立支援施設は、その役割を果たすことができない。
- かつて、規範性は、「正しいことを正しいこととして、間違っていることを間違っていることとして」教えることによって、身に付けることができ、非行を繰り返す子供には厳しい態度で臨むという考え方で対応したことがあったことも事実である。しかし、規範の教え込みと厳罰主義では、児童の自尊心の芽を摘み、児童の心の育ちをむしろ阻害する結果になることがある。

- 児童自立支援施設が、生活空間、生活時間等の面で、枠組みの強い生活を送ることを入所児童に課していることは、児童自立支援施設を特徴づける点ではあるが、入所児童に規範性を身に付けさせる最も根幹的な要素は、職員が児童と生活を共にする中で、児童に優しい思いを寄せ、そのことによって、児童に自信を取り戻させ、人間に対する信頼感を回復させる営みにあることを改めて確認し、児童自立支援施設の処遇のあり方をこうした視点から整理しなおす必要がある。

2-1-4 児童自立支援施設における「生活」の意義

- 繰り返しになるが、児童自立支援施設における処遇のなかで、児童に自信を取り戻させ、人間に対する信頼感を取り戻させるための根幹となる取り組みは、職員と児童とがともに生活をするという営みの中で、なのである。確かに学校教育の実施、夫婦制に加えて併立制、交代制による運営等全国の児童自立支援施設の運営の状況は、さまざまな状況がある。しかし、そうであっても、児童自立支援施設の生活は、空間的な制約のある生活であるがゆえに、職員と児童との濃密な関係を作り上げることのできる要素がたくさんあり、これを児童に自信を取り戻させ、人間に対する信頼感を取り戻すための取り組みに生かすことによって、期待される役割を果たしていくことができると考えるべきである。
- 近年、施設機能の専門性を表現するために、治療機能という言葉を用いることがしばしば行われているが、児童自立支援施設は、職員と入所児童とが生活をともにするという、泥臭く、人間的な営みの中で、その役割を果たしているということを改めて強調しておきたい。

2-1-5 児童自立支援施設における子どもの力

- 児童自立支援施設の生活の中で、忘れてならない要素として、入所児童は、児童集団の一員として生活をすることがある。児童集団の持つ力は、場合によっては、力による支配の貫徹という否定的な側面を生み出すこともあり、児童自立支援施設の職員は、この危険性に十分気をつけなくてはならない。しかし、同時に、専門家や職員による対応では、治療や指導に応じる態度を示さなかった児童を、すでに入所している児童が仲間として受け入れることによって、寮の生活に溶け込もうとする意欲が引き出され、職員による処遇の新しい展開が可能となることはしばしば見られることである。
- また児童養護施設等で、職員の指導を全く受け入れず、場合によっては、

職員に対する暴力行為に及んでいた児童、さらには学校で教員の指導を受け入れないばかりか教員に暴力を振るった児童が、児童自立支援施設に入所し、そのような行為に及ばずに生活を開始するのも、すでに入所している児童集団の持つ児童受け入れの力によることが大きい。

- こうした意味では、児童自立支援施設においては、児童集団から力関係の支配する要素をなくしながら、その集団を暖かい雰囲気、包容力のあるものにつくりあげていくことが、児童自立支援施設に期待される機能を発揮するための重要な要素であることを認識する必要がある。
- 情緒障害、ADHD等の児童を児童自立支援施設で受け入れることが可能であるのも、職員の処遇能力によるだけでなく、児童集団の持っている力によるものであることを認識しておく必要がある。しかし、児童の力が発揮できるためには、児童集団の中に占める情緒障害、ADHDの児童等の割合にはおのずと限界があることも事実であり、こうした点について十分な配慮を行いながら、受け入れを行う必要がある。

2-1-6 児童自立支援施設における通所機能

- 平成10年の児童福祉法の改正で、児童自立支援施設は、生活指導等の必要な児童を保護者のもとから通所させ、必要な指導を行うことができることとされた。しかし、現在のところ、通所形態のサービスについて、積極的に実施しようという施設は少ないというのが児童自立支援施設の実情である。
- これは、通所ニーズがどのようなものか、必ずしも明らかでないことも一つの原因である。仮に学校等へ通えず、家庭に閉じこもり、対応に苦慮しているケースなどがこうしたケースであるとしても、通所可能な地域は限られるので、このようなニーズがどれだけ存在するかという問題、またそうした児童が、不良行為をなし、またはなすおそれのある児童等の入所している児童自立支援施設に通所することを希望すると考えることは、現実的なのだろうかという問題もある。
- また児童自立支援施設の中に学校が設置され、入所児童は、日中、この学校に通学するという新たな状況が生まれている。このように学校教育を保障することが求められる状況の下で、通所児童に対する学校教育をどのように取り扱うべきかについて、整理されていないという問題もある。

- 通所ニーズが不明確なままでは、どのようなスタッフとプログラムを提供すれば、効果ある通所サービスを行いうことになるのか、また、そのサービスは、入所施設として培ったノウハウとどのように関係することになるか等が明確でないという問題も存在する。
- こうしたことからすると、児童自立支援施設において通所形態のサービスを実施するためには、解決すべき課題が多く残されており、少なくとも学齢児童について、直ちに障害児施設等と同様な形態で通所サービスを実施することは難しい面があるといわざるを得ない。
- しかし、通所機能を広義にとらえ、児童自立支援施設を退所した児童を定期的に児童自立支援施設に通わせて、アフターフォローをしていくとともに、通所機能を生かしたサービスと捉えることができるならば、現実には多くの児童自立支援施設がこのようなサービスを実施している。また自立援助ホーム等と児童自立支援施設とが連携して、自立援助ホーム等で生活している児童が、児童自立支援施設に通い、そのプログラムを一定の期間利用して、自立支援に向けた取り組みをするというサービスが実施されるならば、こうしたことも通所機能の具体化の一例と考えることができる。このように児童自立支援施設の通所機能については、他の施設との比較で固定的にあり方を考えるのではなく、多様なあり方を実践していく、その積み重ねの中で、一般化、普遍化を進めるという方向で考えることが現実的である。

2－1－7 児童自立支援施設と学校教育

- 平成10年の児童福祉法改正で、児童自立支援施設に入所している児童について、施設長には、就学義務が生じることとされた。この改正を受けて、児童自立支援施設の施設内に学校が設置され、平成15年4月までに29施設で学校教育が実施されている。
- 学校教育の実施のためには、費用負担の問題、児童自立支援施設が行ってきた取り組みと学校教育との関係、児童自立支援施設に設置される学校についての特別の配慮等様々な問題について、都道府県、市町村、市町村教育委員会、児童自立支援施設等関係機関の間で協議が行われ、合意に達する必要があり、すべての施設で学校教育が実施されるようになるには、なお時間を要するものと考えられる。

- ところで児童自立支援施設で学校教育が実施されたとしても、そのことを児童にとって最善の利益に結びつけるためには、学校と児童自立支援施設とが児童の自立支援という目標に向けて緊密に連携していくことが求められる。
- これまで、児童自立支援施設では、くらし、学び、働く教育を三つの柱にして児童の自立支援に取り組んできた。学校教育が実施されると、学ぶことについては、基本的には学校が担うことになる。学校教育においても、教育を通じて、人としての成長、発達を目指すことを目標とすると考えられるので、児童自立支援施設が目指してきた方向と基本的には異なるものではないが、その方法論は必ずしも同一ではない。こうした違いがあることをお互いに認めた上で、連携を図り、協力して、児童の自立に向けた取り組みを進めることが今後の課題である。

2-1-8 児童自立支援施設と児童養護施設

- 児童自立支援施設入所児童の家庭は、多くの場合、養護問題を抱えている。直接的な入所理由は、非行行為等であるとしても、その背景に家庭の養育の問題が横たわることが多い。しかし、そうだとしても、児童自立支援施設への直接の入所理由は、非行行為等とされていることが多く、入所児童、保護者に養護問題の存在についての認識がない、あるいは極めて少ないことが多い。
- また児童自立支援施設へは、少年法に基づく保護処分として、家庭裁判所の決定に基づく入所があるなど、児童養護施設とは、明らかに異なる形の入所も一定の割合を占める。
- こうした中で、養護性の見地だけから、児童自立支援施設を社会的養護の施設体系に整理することが適切であるかについては慎重に検討する必要がある。児童自立支援施設は、非行行為等の問題性への対応として、枠組みのある生活を前提として、職員と児童とが生活をともにしながら、児童の立ち直りを目指す施設として役割を果たしていくことが基本である。法改正により入所対象児童の拡大が図られたが、非行行為等を行った児童等を受け入れることを考えると、児童自立支援施設は、こうしたあり方が基本であることは変わることはない。
- 児童養護施設から施設不調を理由に児童自立支援施設に措置変更される児童がいる。逸脱行動に対する対応力等についての経験の蓄積などに差異があ

ることは事実であるが、このことをもって、児童自立支援施設が児童養護施設不調の場合の受け入れ施設としての役割を制度的に担うと考えるべきではない。確かに、児童の状況、地域の状況等から、児童養護施設等で生活を続けさせることが困難である場合があり、児童自立支援施設への措置変更がやむを得ない場合があることは事実である。しかし、児童にとってこれまで生活をしてきた施設を離れ、児童自立支援施設に措置変更されることは、心理的に大きなショックを受けることは避けがたいことである。したがって、措置変更がやむを得ない場合であっても、可能な限り児童に、これまでの行為を自己認識させ、児童にとっても、新たな可能性を開く出発の道であることを理解させて、施設変更を行うようにする必要がある。その上で、お互いに連携、協力を図りながら、児童の自立を支えていく取り組みをしていくことが大事である。

- こうした連携という見地からは、児童養護施設から児童自立支援施設への措置変更だけでなく、児童自立支援施設から児童養護施設への措置変更の道を広げていくことが今後の大きな課題である。児童自立支援施設の生活は、生活空間、生活時間等制約の多い生活である。従って、児童自立支援施設に入所した児童であっても、問題性が解消され、入所目的が達成されたと判断される児童については、それぞれの児童のニーズに対応できるように速やかにそれに適した施設に措置変更が行われるべきであるからである。

2-1-9 児童自立支援施設と情緒障害児短期治療施設

- 児童自立支援施設に情緒障害等の問題を抱える児童が入所している実態が存在し、そのことがすべて否定されるべきでないとしても、一方、情緒障害児短期治療施設あるいは精神科思春期病棟等が専門施設、機関として存在している。こうした施設等と児童自立支援施設との関係はどのように整理すべきであろうか。
- 情绪障害児短期治療施設等と児童自立支援施設とでは、児童処遇の基本的なあり方と処遇スタッフが異なっている。こうした違いをもとに担うべき役割が整理されるべきである。
- 児童自立支援施設の対象は、従来「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」とされてきたこともあり、そこでの生活は、基本的には施設の敷地内で営まれ、また起床から就寝まで規則正しい日課に基づいた生活が前提となっている。このようななかで、職員と児童とが、生活をともにしながら、

児童の立ち直りを図るということが児童自立支援施設の処遇の基本的な考え方である。また集団的な処遇が基本であり、その中で個別児童のニーズに配慮した取り組みをしていくという考え方につけて処遇を行うものである。

- 確かに、情緒障害を持つ児童等であっても、児童自立支援施設のこうした枠のある生活の中での処遇になじむ児童がいることは事実である。こうした児童については、情緒障害の児童というだけで、受け入れを否定すべきではない。しかし、そうだとしても、法改正前の対象児童である不良行為をなした児童等の集団のなかに受け入れることになるので、児童集団自体に受け入れる力が存在していることが前提となるのであり、限界もあることを踏まえた対応をすることが望まれる。情緒障害児短期治療施設がないなどの事情から、こうした前提を無視して入所措置が行われるならば、児童自立支援施設は、これまで果たしてきた役割すら担うことが難しい事態が生じることになりかねない。
- 一般的には、情緒障害の児童は、医師、心理職等の専門スタッフによる治療を必要とする場合、また個別的な対応が強く求められ、集団的な処遇では児童の抱える問題に十分応えることができない場合が多いと考えられる。こうした場合は、情緒障害児短期治療施設あるいは専門病院が受け入れ施設等として適切である。暴力行為等の問題があるため情緒障害児短期治療施設での対応に困難があるとして、児童自立支援施設での対応が期待されることが多いが、これはあくまで現実的な対応として取られる措置であると理解されるべきである。

2－1－10 児童自立支援施設と少年院

- 児童の行為が、少年法に基づいて、少年事件として取り扱われることになった場合、家庭裁判所の審判によって、少年院送致、児童福祉施設送致等の決定がなされる。この場合、児童福祉施設送致といつても児童自立支援施設送致がほとんどである。ところで家庭裁判所は、少年院と児童自立支援施設とをどのように位置づけて、決定を下しているのだろうか。
家庭裁判所の判断基準がどのようなものかは必ずしも明確でなく、また決定前に詳しい情報提供もないことなどから、児童自立支援施設に入所して初めて児童の状況が判明し、対応に困難をきたす場合もある。
- 少年院が少年法に基づく矯正施設であるのに対して、児童自立支援施設は児童福祉法に基づく児童福祉施設であるが、必ずしも、その役割について、

関係機関において共通認識が存在するといえない状況もあるので、今後、関係機関が連携を強化し、適切な決定がなされるように努力することが大事である。

2-2 児童自立支援施設の将来方向

2-2-1 児童自立支援施設の処遇理念の転換と新たな取り組み

- 児童自立支援施設に入所した児童の自立という場合、規範性の問題をどのように解決するかということが重要な要素である。
- これまで児童自立支援施設では、規範性は、「正しいことを正しいこととして、間違っていることを間違っていることとして」教えることによって、身に付けることができ、非行を繰り返す子供には厳しい態度で臨むという考え方で対応してきたきらいがあり、現在でもこうした考え方に基づいて、児童の指導に当たる職員がいることも否定できない。
- しかし、児童は、自分の存在が認められる、大事にされるという経験を通して初めて、自分を認めてくれる人、自分が信頼を寄せる事のできる人ができ、そのような大人の振る舞いや考え方おのずから自分の中に取り込もうとし、規範性はそうした経緯の中で生まれてくると考えるべきである。
- 規範性について、このような考え方につつとすると、児童自立支援施設の処遇についても、これまでのあり方でよいか見直す必要がある。
- これまで児童自立支援施設では、どちらかというと忍耐力を養うことを中心としてスポーツ、作業等の取り組みや言葉遣い、身なり等のしつけ教育などに力点がおかれた取り組みがなされていた。
こうした取り組みは、達成感、成就感を育み、きちんと身につければ社会に出てからも評価されるなどのプラス面があることは事実であるが、もっと人間不信、自己肯定感を持てないでいる児童の心を開き、人間に対する信頼感を取り戻し、心のありようを変える営みを開発し、自立支援プログラムに組み込むことが求められている。
- こうした新しい取り組みを開発することが児童自立支援施設のこれからの課題であるが、いくつかの基本的な取り組みの考え方を整理しておきたい。
- 第一に、児童にやらせるという姿勢での取り組みを見直す必要がある。
児童がやらされるのではなく、やりたいという意欲を持つプログラムをもっと開発する必要がある。そのためには、職員自身が喜びや感動を見出すことができるかどうか、どのようなことを児童につかんでもらいたいのか等

について、常に新鮮な気持ちで見直し、取り組みの企画を進める必要がある。

また行事などの取り組みの際、児童の意見を取り入れたり、児童に企画への参加を求めるなどの取り組みを進め、児童の主体的な意欲を引き出すことにもっと力を入れるべきである。

- 第二に、自分が必要とされているということを児童が実感できる活動への取り組みをもっと開拓し、実践する必要がある。施設内の取り組みだけではなく、施設外での取り組みにもチャレンジしていくことを考えてよい。

児童自立支援施設の入所児童は、入所前に、人からほめられた経験が乏しい。どちらかというと迷惑がられた存在であったし、そういう自己評価しかできない児童が多い。自分の行動が他人から喜ばれることを経験することは、これまで味わうことの少なかった経験であり、新鮮な経験である。こうした経験を積み重ねることは、自分というものを肯定的に受け止めることができるべき大きな契機になりうる。ボランティア活動への取り組みには、慎重な配慮を要する面があるが、こうした活動にもっと積極的に取り組むことを考えるべきである。

- 第三に、日課を守らせることを柱とする指導から、児童の一人一人の問題性を把握し、この解決を図る指導へ転換する必要がある。児童自立支援施設での処遇は集団処遇を基本とするが、入所児童の抱える問題性は、各人異なる。従って、日常生活で問題、トラブルが生じた場合、これを鎮めることは一次的には必要であるが、このことが指導の柱ではない。そのトラブルを通じて現れた問題性を児童に気づかせ、その問題性の解決に職員とともに取り組むことを目指す状態にすることこそが指導の柱なのである。このために、児童と話す時間を可能な限り大切にするなどして個別対応の時間をとるとともに児童の個別ニーズへの対応を処遇計画に取り入れるなど個別処遇にも十分配慮した取り組みを目指す必要がある。

2-2-2 児童自立支援施設の処遇の透明性と検証性の確保

- 児童自立支援施設は、実際には、他の施設では対応の難しい児童の受け入れ施設としての役割を果たし、職員は、日常的に緊張を強いられ、場合によっては、身体の安全すら脅かされることもあるという状況の中で、仕事をしている。
- しかし、こうした最も困難な状況で仕事をしているにも関わらず、逆説的にいえば、そうであるがゆえに、その処遇が社会的に正当に評価されている

とはいえない状況がある。単に社会的にというだけでなく、入所決定を行っている児童相談所ですら、正当な評価をしているとはいえない。

- このような不信感の背景には、非行行為をなした児童、場合によっては、暴力的な行動に出ることをコントロールできない児童を受け入れて、指導を行うことができるのは、何らかの力の要素が処遇の中に存在するのではないかという疑いが持たれていることがある。
- 児童自立支援施設においても、児童に対する体罰や児童の人格を辱める行為を行ってはならないことは、自明のことであり、こうしたことを引き起こすことのないようにしていくために全力をあげて努力をしていくことは当然のことである。
- しかし、体罰といった当然に許されない行為だけでなく、児童自立支援施設の処遇のあり方が、社会的な見地から合理性を持つものであるか、児童の問題性に対する指導方針が適切なものであるか等について、施設職員に留まらず、第三者の目から見ても合理性を持つものであることが、求められているといわなければならない。そして、今後、児童自立支援施設の処遇を社会に開かれたものにしていく必要がある。そうした取り組みを通じてはじめて、児童自立支援施設の処遇が正当に評価されることになると考えるべきである。
- そのためには、まず、児童の指導に当たって、児童各人について、自立支援計画を作成し、これをもとに、指導に当たるという取り組みを強める必要がある。
- これまで、ともすると児童に対する指導は、寮の担当職員任せであり、自立支援計画も形式的に作られているに過ぎないということもあったと考えられる。一人一人の自立支援計画について、施設として、検討して、作成する取り組みが重要である。これを実際に行うには、施設長のリーダーシップがなにより大事である。確かに施設長のなかには、これまで児童自立支援施設での仕事の経験を持たない人がいることも事実である。しかし、どのような前歴であれ、人生を送ってきた以上、人間についての見識を持たない人はいないはずである。むしろ、前歴がないがゆえに、社会の第三者と同じ目線で、児童の指導方針の妥当性についての意見を述べることができる。そうした意味で、施設長や管理職の職員も参画して自立支援計画を作成していくことは、処遇のあり方に透明性をもたらす第一歩である。

さらに、自立支援計画に基づいての指導がどのような効果をあげているのかについて、施設長を交えた意見交換会を定例化したり、施設長を交えた関係職員による、場合によつては、学識経験者等をスーパーバイザーとして迎え、より開かれた形でのケース会議を開くなどして、児童自立支援施設の処遇の透明性を高め、児童処遇の効果を検証していく取り組みが重要である。

- こうした処遇の透明性を確保し、処遇効果を検証する取り組みを積み重ね、児童自立支援施設の処遇の客観性を高めることがいま求められている。

2-2-3 児童の自立を確かなものにするための取り組みの追求

- 児童自立支援施設の処遇の目的のひとつは、入所児童が施設を退所した後、地域社会で、基本的には社会規範を逸脱することなく生活できる力をつけることである。地域社会に戻って、児童が逸脱行動をすることなく生活できる力がつくように、さまざまな取り組みが行われ、施設の生活を通じて、性向改善が図られたと判断されて退所した児童であつても、退所後、期待した生活を送ることができない児童も多くいる。
- しかし、このことによって、児童自立支援施設での処遇が 無意味であるとか、効果がなかつたと捉えるべきではない。児童が現実に地域で生活していく場合には、大変な困難を抱えるのであり、児童の自立をより確かなものとするための取り組みを強化することこそが求められている。

その取り組みの一つは、児童が退所して生活する家庭や地域の状況の改善がもっと意識的に追求されるべきことである。

施設による面会等を通じての親子関係の調整とともに、児童相談所、福祉事務所等による地域でのサポート体制の構築などにより、児童が地域社会で生活していく場合にこれを支えるためのさまざまな仕組みをつくる必要がある。

次に、退所後も児童と児童自立支援施設との関係を維持、継続する取り組みを強化することである。

児童自立支援施設における処遇によって、どのような状況の下でも自立て生活するだけの力が児童につくと考えるべきではない。児童は、社会で生活する中で、困難に出会い、失敗し、試行錯誤しながら、大人になっていく。そのための基礎となる力を児童自立支援施設の生活でつけると考えるべきである。そうだとすると施設を退所することで、児童との関係を終わらせるのではなく、退所後も児童が困難に出会った際には、児童自立支援施設の職員が頼るべき存在であり続けることが重要である。そのために在籍中の児童と

の信頼関係だけでなく、退所後も児童との関係づくりに積極的に取り組み、困ったときの相談相手として、児童自立支援施設が機能できるようになるための取り組みを強化すべきである。

さらに児童自立支援施設を退所した後、児童の自立がより確かなものになるための施策を強化すべきことである。

児童自立支援施設の生活は、枠のある生活が前提となっている。また職員の目の届く生活である。こうした中で、性向に改善が見られたとしても、それだけで地域で生活するに十分な力がついたということができない場合がある。しかし、児童自立支援施設の枠のある生活か、保護者の下の生活しか選択肢がない中では、児童の自立をより確かなものとするには十分でない。そこで児童自立支援施設の生活に比べると制約は少なく、自己決定が尊重されるが、大人の目が届き、必要な場合は、大人の援助が行われるというサービス形態が用意され、家庭復帰の前に、あるいは独立した生活の前に、地域での生活を経験することができるならば、より自立は確かなものになっていくと考えられる。このようなサービスを提供するものとしては、自立援助ホームがあるが、さらに児童自立支援施設が地域に分園を持ち、中間形態のサービスを提供することなども検討されるべきである。